

# レスリング教室に参加しよう

今年10月に開催される「じぎく兵庫国体」において、本町はレスリング競技の開催地になっています。本町で行われるレスリング競技を広く住民の皆さんに知っていただくとともに、今後、国体選手として活躍していただくことを期待し、レスリング教室を開催します。

レスリングに親しみ、競技を通じて、礼儀・体力・精神力を身につけましょう。



町レスリングクラブの子ども達による、レスリングのデモンストレーション

開催日	時間	場所
5月23・30日、6月6・13・20日(火)	午後6時～同8時	猪名川高等学校
5月20・27日、6月3・10・17日(土)	午前9時半～同11時半	スポーツセンター

とき・ところ 上表のとおり

対象 小学1年生～中学3年生の男女

参加費 500円(保険料含む) 参加費は5月20日に徴収

定員 20人(先着順)

指導 町レスリング協会

服装など 運動のできる服装(ジャージ・Tシャツ)、体育館シューズ・タオル・お茶

応募方法 役場総合案内、生涯学習課、日生・六瀬住民センターほか、社会教育施設に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、5月12日までに、国体推進室に申込みください。(申請用紙はホームページからもダウンロード可)

問い合わせは、同室(767・2325)へ。

## 公民館講座

### 小学生向け考古学体験教室を開催

土器や勾玉(まがたま)などを作る体験を通じて、郷土の歴史や文化を学びましょう。

とき・内容

- 5月21日 町内の遺跡を知る
- 6月11日 土器を作ろう
- 7月30日 勾玉を作ろう
- 8月27日 ガラス玉を作ろう
- 9月10日 石器を作ろう
- 10月8日 遺跡見学に行こう



考古学体験教室での土器作りの様子

### ゆうあい「いきいき教室」参加者募集

教室名 手づくり芸

内容 和紙で眼鏡ケース作り

対象 町内在住の60歳以上の人

とき 5月16・30日、6月6・20日、7月4日、8月1日(いずれも火曜日、全6回)午後1時～同3時

ところ ゆうあいセンター

講師 竹内はつ子さん

持ち物 筆記用具・ハサミ・雑巾

参加費 1,000円(材料費実費)

定員 15人(多数抽選)

申込み・問い合わせは、5月8日までに同センター(766-1200)へ。

6年生

定員 20人(先着順)

6 回通じて参加ください。初回と最終回は必ず保護者も出席

講師 大下明さん(雲雀丘学園中学校・高等学校教諭)

申込み・問い合わせは、5月2日から同18日まで、電話または窓口で、中央公民館(766-8432)へ。

### 真田町長が訪ねた



講座がきっかけでできた同好会の皆さんと語る真田町長

## 21世紀の主役たち

### ふれあいうどん同好会

ふるさと館うどん作り講座で知り合った仲間が、平成15年にふれあいうどん同好会を結成し、地域とのつながりを大切に活動されています。町内外の26人のうどん好きのメンバーで構成され、うどん作りを通じてさまざまな活動をされています。

町長 いつも町のイベントに積極的に参加し、美味しいうどんを振る舞っていただきありがとうございます。

会員 年に一度は、みんなでうどんの食べ歩き旅行をしています。

毎年、四国のお店を5件ぐらい回ります

が、我々の作るうどんが一番美味しいですよ。

町長 講師の宮川さんは、生活安全アドバイザーとして、このふれあいうどんを通じて、地域の安全・安心なまちづくりに貢献していただいています。

会員 昨年、豊岡市の円山川水害復興支援に行き、うどんを作り振る舞いました。被災者の方には逆に励まされました。

### うどん作りで地域の安全を守る

町長 コミュニケーションが進めば、面識社会ができ、不審者が現れればすぐ連絡がとれて、防犯につながります。

会員 活動を通じて、各小学校区内のコミュニケーションの機会を増やし、児童の安全確保につながりたいと思います。

町長 このふれあいうどんを通じて、地域住民の絆を強めていただきたいと思います。今後の活躍に期待しています。

あさの 浅野 優奈ちゃん  
1歳(若葉)



いつもニコニコ元気な優ちゃん。お姉ちゃんと仲良くすくすく育ってね!

父 真澄・母 美保さん

みぞべ 溝邊 悠人くん  
1歳7カ月(つつじが丘)



外で遊ぶのが大好きで生傷が絶えないけど、いつも元気な悠人。人に優しく出来る子に育ってね。

父 義仁・母 みゆきさん

## はい！ポーズ



## 消費生活のアドバイス

> 165 <



### 以前の購入業者と思わせる 布団の無料点検にご用心

【事例】「布団の状態はいかがですか?点検に行きます」と電話があった。以前から訪問販売で購入している業者と思っただけで承諾した。翌日、業者が来たが以前の業者と社名が違うので社名変更をしたのかと思いつつも確認をしたが「奥さんもしつこいね」とだけしか答えなかった。「新商品を買ったと以前買った布団を無料でクリーニングする。今日契約するとさらに大幅に値引きする」と言われた。家族と相談したと言ったが「今日だけの価格なので明日になれば定価に戻る」と言われ契約を断ってしまった。しかし、後から考えると販売員が突然、携帯電話でどこかに電話し、部長、そんなに値引きして良いのですか?と話していた行動や、「絶対キャンセルはしませんよね」と何度も念押しをしていたこと、以前の業者と社名が違うことなどがあり不審に思うようになった。翌日、販売員に電話で解約を申し出るとすぐ家まで説明に来ると言っているが怖い。商品を引き取り、クリーニングのため預けた布団

をそのまま返して欲しい。

【回答】業者は相談者の布団の購入履歴を知っていることから相談者が以前買った大手の布団訪問販売業者の顧客名簿が流失し、使用されたのではないかと考えられます。

業者は相談者の「以前の購入業者と同じか」との問には曖昧に答えていたことが契約書の隅に気が付かないうちに「以前買った業者とは一切関係・関連ない」と書く念入れようでした。

「無料点検」は、たとえ以前購入した業者であっても、次の営業につなげたくて来るのです。こちらから頼まないのに、業者から無料で点検に来ることに對して、まず疑うことが大切ですよ。

このように訪問販売で契約した場合は、クリーニング・オフができます。契約してから8日以内に解約の書面を出す無条件で解約でき、違約金は発生しません。購入した商品を使用していたとしてもそのまま返せば良いのです。受け渡しにかかる送料も業者負担です。

クリーニング・オフは書面でするように法律で決められています。電話だと証拠が残りにくいため、業者が再勧誘する恐れもありますので、必ず書面・ハガキに書いてコピーして控えをとって、配達記録で出しましよう。

疑問な点は、消費生活相談コーナー(766・1110)へ。